

平成30年度事業計画 (平成30年5月1日～平成31年4月30日)

【基本方針】

サケ、スルメイカ等は一昨年にもまして大幅な漁獲減少が継続するなど資源の状況悪化に加え、海況変動などによる主要魚種の来遊の不安定化が常態化しつつある。加えて、定置漁業の持続に必要な担い手を確保することに困難が生じている地域も多くあるなど、定置漁業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある。

このような状況の中で、定置漁業としてはその維持存続を図るため、漁業生産活動に止まらず加工流通を経て消費に至るまでの過程も視野において経営の改革を目指した取組みを行うことが必要となっている。

従って、近年における資源の悪化は定置漁業者が最も懸念するところであることから、クロマグロやブリ類の資源管理対策に適切に対処するとともに、秋サケの回帰状況、サバ類等多獲性魚の資源状況等にも注意深く対応する。特に多獲的漁法による一方的な漁獲や乱獲を無くし、異業種漁業との共存共栄の関係を構築することにも力を注ぐ必要があるので、引き続き、国や都道府県当局の積極的な指導と関与を求めていくことが不可欠である。

また、クロマグロ資源管理収入安定対策や、その他の経営の安定・改善を図るための支援施策の活用促進が図られるよう対処する。

このように極めて重要な時期に当り、会員等に対し適切な広報・指導活動を行い、もって、定置漁業の振興発展に寄与するとともに組織の拡充にも力を注いでいくこととする。

本年度は次の具体的事項を推進するものとする。

1. 組織の改善と拡充強化

- (1) 定置漁業界の総意を結集するとともに当協会の事業活動基盤の強化を図るため、行政当局並びに漁業者組織の協力を得ながら、未加入定置漁業団体又は個人定置漁業者の入会促進と組織強化に努める。
- (2) 賛助会員及び機関誌購読会員の加入拡大を積極的に図り、当協会の事業の賛助を求めるとともに運営基盤の強化に努める。

2. 水産資源の保護培養及び漁場環境の保全のための諸対策の推進

- (1) TAC制度の下で実施されるクロマグロの資源管理については、都道府県計画に沿って定置漁業において適切な漁獲抑制の取組みが実施されるよう、水産庁を中心とした行政施策及び各地域における漁業者の取組みに関する情報を的確に伝達するとともに、漁獲規制において定置漁業者に無理な負担が掛からないよう水産庁等に対して対処する。
更に、クロマグロ小型魚の漁獲抑制のために国が実施する定置網の漁具・漁法の改良や取組みへの支援、収入安定対策に対して協力する。
- (2) 多獲的漁法によるブリ、マグロ等重要資源の大量漁獲を規制するための諸対策について行政当局及び関係業界に働きかける。また、日本海におけるブリ資源に関し、水産庁の仲介に

よる大中型まき網業界との意見交換会を継続して実施する。

- (3) ブリ資源保護のためモジャコ採捕に関する規制や計画数量等が厳守されるよう関係業界や水産庁等の動向について注視するとともに、規制緩和や採捕量拡大の方向に進むことがないよう対処する。
- (4) 秋サケの回帰率低下が続く中、水産庁、関係道県及び増殖団体等との「秋サケ資源管理調整会議」に参加する等、秋サケ資源が確保できるよう対処する。
- (5) 漁場環境の保全を図るため、「全国漁場環境保全対策協議会」（全漁連）と連携するなど適切に対処するとともに、「漁網防汚剤安全評価委員会」が認定した「定置網用安全確認漁網防汚剤」については全漁連と共同してその適正な使用を推奨し普及推進を図る。

3. 経営基盤の整備のための諸対策の推進

- (1) 国の「浜の担い手漁船リース緊急事業」及び「もうかる漁業創設支援事業」を活用して新たな設備を装備した網船の導入や定置網の改良などが進むよう支援する。また、6次産業化に関する支援施策等についても情報の収集と提供を行う。
- (2) 大型クラゲ、トド等の有害生物に関する情報収集・提供に努めるとともに、これらによる被害が発生した場合は速やかに国の「有害生物被害防止総合対策事業」が発動され、防除対策が円滑に実施されるよう対処する。
- (3) 定置網に入網するウミガメ等の保護対象生物について、混獲実態の把握と規制に係る動向の情報収集に努め、この問題で定置漁業に対し不当な圧力がかかることがないよう対処する。また、混獲クジラ類の情報収集を行い、混獲した漁業者に対し募金要請を行う。
- (4) 東日本大地震により被災した地域における定置漁業復興支援のため、大日本水産会及び関係漁業団体とともに国の支援措置についての要請活動に参画する。
- (5) 今年度を実施される定置漁業権の一斉切替えについては、状況の把握に努めつつ、円滑に実施されるよう必要な協力を行う。

4. 漁業技術及び流通販売の改善の促進

- (1) 外国人技能実習制度が定置漁業において有効に活用され適正な実施が確保できるよう、中央漁業団体等による指導機関「外国人技能実習事業協議会」の構成員の立場から、受入機関等に対し指導監理を行う。
- (2) 定置漁業の経営安定に有効な技術開発が進展するよう対処するとともに、新たに開発された定置漁業に関する技術情報の収集に努め、その提供を行う。
- (3) 定置網で漁獲した魚の販売力向上に資するよう、流通販売の改善に関する情報の収集に努めその提供を行う。

5. 広報普及及び啓発指導の推進

- (1) 定置漁業を巡る新しい漁業技術や資源の動向、流通・販売の改善などに関する知見について伝達し普及啓発を図るために、機関誌「ていち」を引続き年2回発行し会員等の購読者に提供する。
- (2) 定置漁業に関係する行政施策等の諸情報を速やかに伝えるため、随時「ていち情報」を発

信して会員に周知する。

- (3) 永年にわたり定置漁業の振興発展に寄与された先達の功績を末永く讃え、業界の範とするため、会員等から推薦があった定置漁業者の中から選考し定時総会場で表彰する。
- (4) 定置漁業が自然と調和した漁法により高鮮度の水産物を供給する重要な漁業であることにつき市民から広く認知され、その社会的基盤の形成増進を図るため、定置漁業の実態や当協会の組織・活動状況等に関し、漁業者を含め一般市民に広く紹介するホームページの改訂充実等に努める。